

新潟県公安委員会規則第14号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年10月23日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
(略)				(略)			
五泉 警察 署	(略)	五泉市 猿和田	五泉市のうち赤羽、土堀、四ツ屋新、東四ツ屋、猿和田、中川新、菅出、大蔵、柄沢、不動堂、馬下、佐取、小流、小搦、笹堀、荻野島、尾白、大谷、小山田、小栗山、切畑、大須郷	五泉 警察 署	(略)	五泉市 猿和田	五泉市のうち赤羽、土堀、四ツ屋新、東四ツ屋、猿和田、中川新(通称巾を除く。)、菅出、大蔵、柄沢、不動堂
	川東駐在所				馬下駐在所		
(略)				(略)			
(略)				(略)			
上越 警察 署	(略)	上越市 頸城区 百間町	上越市頸城区のうち島田、五十嵐、下千原、千原、諏訪、百間町、上神原、下神原、北福崎、榎井、榎下、下米岡、下中島、城野腰、松橋、松橋新田、舟津、森下、宮本、北方、青野、宮原、潟口、飯田、東俣、柿野、川袋、下中村、鶺ノ木、立崎、片津、姥谷内、大坂井、田中、下池田、西湊、西港、岡田、中柳町、	上越 警察 署	(略)	上越市 頸城区 百間町	上越市頸城区のうち島田、五十嵐、下千原、千原、諏訪、百間町、上神原、下神原、北福崎、榎井、榎下、下米岡、下中島、城野腰、松橋、松橋新田、舟津、森下、宮本、北方、青野、宮原、潟口、飯田、東俣、柿野、川袋、下中村、鶺ノ木、立崎、片津、姥谷内、大坂井、田中、下池田、西湊、西港、岡田、中柳町、
	頸城駐在所				百間町駐在所		

		上柳町、富田、柳町新田、寺田、大谷内、下柳町、中城、戸口野、上泉、手宮、 <u>石神、石神新田、塔ヶ崎、森本、花ヶ崎、並木、川原、上増田、天ヶ崎、大蒲生田、日根津、上池田、大潟、玄僧、矢住、中増田、下増田、仁野分、手島、石神古川</u>			上柳町、富田、柳町新田、寺田、大谷内、下柳町、中城、戸口野、上泉、手宮
			日根津駐在所	上越市頸城区日根津	上越市頸城区のうち石神、石神新田、塔ヶ崎、森本、花ヶ崎、並木、川原、上増田、天ヶ崎、大蒲生田、日根津、上池田、大潟、玄僧、矢住、中増田、下増田、仁野分、手島、石神古川
	(略)			(略)	
(略)			(略)		

附 則

この規則中別表上越警察署の部の改正は平成27年11月19日から、その他の改正は公布の日から施行する。